

ヘイトスピーチの現状。

ヘイトスピーチ
やめろ〜〜!!

ヘイト垂れ流すな
死ねー!!
レイシストー!!

恥を知れ
差別主義者

ヘイトスピーチ
ヘイトスピーチ

お前
お前
お前



拉致被害者を
返せー!!

死ねー!!
死ねー!!

ヘイトスピーチ
ヘイトスピーチ



反日犯罪
朝鮮人は
出て行けー

死ねー!!
死ねー!!

ヘイトスピーチ
ヘイトスピーチ



: コロッケ
3つで百円

死ねー!!
死ねー!!

ヘイトスピーチ
ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチをやめろと言う「アンチ」は「発言」など聞きません。「人」を特定し、「お前がやるデモは全部ヘイトデモ」と決め付けて攻撃しています。

↑ ところでどこがヘイトスピーチ??!! ↑

ヘイトスピーチ許さない!?

そんな訳分らないモノ許せない!

「国連人権委員会」の提言を元に、法務省がいきなり言い出した「ヘイトスピーチを許さない」。現在法制化に向って動いています。では、「ヘイトスピーチ(以下HS)」とは何でしょう？「HSをする団体」がデモをすると、「反HS」のカウンターが迎えると言います。ではまずその場面を見てみましょう。



朔川 奏

(©日之丸街宣女子/岡田杏花/富田安紀子)

「この言い方だと、「HSが悪い」のね。どっちも雑然としてるけど、悪そうな方が「HSデモ」で、良い方が「反HS」。じゃ、下は違う!!」



いいえ。下が「反HSカウンター」です。

HSとは、日本では定義すら決まっていない、曖昧な物です。何より危険なのはそうして誰もがイメージでHSを決め付けてしまう事なのです。では、HSとは何でしょうか。現実はどうなっているのでしょうか。

ヘイトスピーチって!?

人種、宗教、性的指向、性別、思想、職業、障害などの要素に起因する憎悪を表す表現行為のこと。

確固たる判定基準は存在しない。日本語では「憎悪表現」「差別表現」「差別煽動」などと訳す。

法的な根拠は1965年の国際条約、「人種差別撤廃条約」。日本は1995年に当事国に加入。

ただし、日本国憲法「集会、結社及び表現の自由その他の権利」に抵触しない限りにおいて、です。14条の不宣言国家であり、国連勧告に従う義務もありません。

「アパルトヘイト」や「ネオナチ」の血塗れの歴史を経て生まれた条約です。日本には「人種を差別した血塗れの歴史」は有りません。逆はあっても…

国連勧告!?!誰が?!

新聞やTVは、2014年7月24日「国連人権委が日本に「ヘイトスピーチ禁止」と「慰安婦への国家謝罪」を勧告」したと言っています。

正しくは「自由権規約委員会」で旧人権委=人権理事会ではありません。

彼らは証拠に当たる事も無くNGOの意見を鵜呑みに勧告しました。そのNGOはURL1から辿れます。

では、この一方的な勧告に従わねばならないのでしょうか。いいえ。法的拘束力は一切ないので。

なのに、日本の法務省がいきなり「ヘイトスピーチを許さない」と言い出したのは何故でしょう。民潭が強力に後押ししていたのは無関係でしょうか? URL2

どんな法案?どうなるの?!

民主党と社会党はHSの定義すら決めぬまま、HS法案を提出しました。

「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律」
<http://www.dpj.or.jp/download/21050.pdf> :URL3

人種等差別防止政策審議会と言う強大な力を持った15人の民間人にHSを決めさせる法案です。

審議会が、「貴方はHSをした」と決めれば「必要な措置」が取れるのです。罰則はないとありますが、「必要な措置」が何であるか分かりません。貴方の発言がHSか否か、審議会が決めるのです。

人権擁護法案の再来とも言えるこの法案は、日本国憲法第21条「表現の自由」は守れるのでしょうか。

URL1: http://nadesiko-action.org/?page_id=7

URL2: <http://www.mindan.org/front/newsDetail.php?category=0&newsid=20475>

URL3: <http://www.dpj.or.jp/download/21050.pdf>

引用画像 <http://getnews.jp/archives/79444> © ガジェット通信 © 花うさぎ <http://www.nicovideo.jp/watch/sm21245594> © 碧庵

